

## 仕様書

### 1 案件名称

大阪市立美術館改修に伴う事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬及び処分等業務委託（概算契約）

### 2 業務概要

本業務は、地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立美術館（大阪市天王寺区茶白山町 1-82・以下、「当館」という。）の事務室等移転にあたり、排出される作品梱包材や什器等の事業系一般廃棄物及び産業廃棄物（以下、「廃棄物」という。）を収集し、処理施設へ運搬、処分するものである。

### 3 法令の遵守

- (1) 受注者は、本業務の履行に際して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号、以下「家電リサイクル法」という。）等の関係諸法令を厳守しなければならない。
- (2) 受注者は、危険・災害の防止の万全の措置を講じ、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

### 4 受注者の資格

受注者は、以下の全ての許可を有していなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物について  
大阪市一般廃棄物収集運搬業許可
- (2) 産業廃棄物について
  - ア 産業廃棄物収集運搬業の許可（「廃棄物処理法」第14条第1項）
    - ・当該産業廃棄物を積む場所（大阪府知事又は大阪市長）と下ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可
    - ・産業廃棄物の種類である「廃プラスチック類」、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず」が収集・運搬できる産業廃棄物収集運搬業の許可があること。
  - イ 産業廃棄物処分業の許可（「廃棄物処理法」第14条第6項）
    - ・当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を所管する都道府県知事又は政令市長等の許可
    - ・産業廃棄物の種類である「廃プラスチック類」、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず」が処分できる産業廃棄物処分業の許

- 可があること。
- (3) 受注者は、現場説明会に参加したものでなければならない。(下記12参照)

## 5 履行期間

契約日から、令和4年12月31日まで

収集・運搬期間については、7業務内容(5)のとおり。

※履行期間内に事業系一般廃棄物については処分量が明確に示されている資料を、産業廃棄物については産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を発注者へ提出すること。

## 6 契約

- (1) 本業務の契約は、概算契約とする。
- (2) 本業務の数量は概算であり、当館の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。  
業務委託料の確定は、入札時に提出いただいた単価表(別紙3)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うこと。  
契約確定承諾書(別紙4)を提出すること。
- (3) 予定数量は、事業系一般廃棄物7,500kg及び産業廃棄物1,500m<sup>3</sup>とする。
- (4) 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれ1kg、1m<sup>3</sup>に満たない端数は、切り上げる。
- (5) 受注者は、排出量が予定数量を上回る見込みの場合、事前に発注者へ報告を行うこと。
- (6) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

## 7 業務内容

- (1) 収集・運搬及び処分する廃棄物  
当館の建物・敷地内に残置されている廃棄物(別紙1)。※建物に付随する設備機器(空調機等)及び据付け家具類は除く。
- (2) 収集・運搬及び処分する廃棄物の種類  
ア 事業系一般廃棄物  
イ 産業廃棄物の種類  
【収集・運搬】  
・「廃プラスチック類」、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「ゴムくず」、「金

属くず」、「ガラスくず」に該当するもの

【処分】

・「廃プラスチック類」、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず」に該当するもの

(3) 排出事業場

大阪市天王寺区茶臼山町 1-82 大阪市立美術館

(4) 排出事業場概要

・延べ面積、規模 17,669 m<sup>2</sup> 地上 3 階地下 3 階

(本館 12,726 m<sup>2</sup>、新館 4,943 m<sup>2</sup>)

・敷地面積 83,202 m<sup>2</sup>

(5) 収集・運搬が可能な日時

10 月 11 日から 11 月 30 日まで

※作業日時について、当館の都合により作業できない日（数日）については、発注者と協議すること。

(6) 収集・運搬及び処分法

ア 事業系一般廃棄物

排出事業場からの収集・運搬に際しては、焼却工場の受入基準に従って分別し、受入基準に合致する廃棄物について、焼却工場に搬入処分すること。

イ 産業廃棄物について

(ア) 受注者は、マニフェストを発注者より受け取り、収集・運搬日に持参すること。

(イ) 受注者は、マニフェストの必要事項を記入する際の助言を行い、記入後、マニフェストの A 票を発注者に提出すること。

(ウ) 受注者は、マニフェストの交付を受け、廃棄物を収集すること。

(エ) 大阪府(政令附則第 6 条(政令で定める市の長の許可に関する経過措置)の適用を受けている場合及び積み替えを伴う場合は大阪市)及び処分地を管轄する自治体に届出ている産業廃棄物収集運搬車両を用いて、収集した廃棄物を処分地にある処分地を所管する自治体から産業廃棄物処分業の許可を受けた受注者の産業廃棄物処理施設まで適正に運搬・処分する。

(オ) 家電リサイクル法の対象品目については、同法等に基づき適正に処分すること。

(カ) 排出事業場より搬出できない残置物については、1 か所にまとめ、種類、数量を発注者に報告すること。

ウ その他

家電リサイクル法及び産業廃棄物処理等の関係諸法令を厳守の上、可能な限り再資源化を図ること。

## 8 義務と責任

### (1) 適正処理に必要な情報

発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

項目	内容
当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	固形 バラ 積み
通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項	あり
他の廃棄分との混合等により生ずる支障に関する事項	あり
当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項(1) 廃パーソナルコンピュータ(2) 廃テレビジョン受信機(3) 廃電子レンジ(4) 廃電気冷蔵庫(7) 廃電気洗濯機	不明
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	なし

### (2) 責任範囲

- ア 受注者の責任範囲は、発注者から委託された事業系一般廃棄物及び産業廃棄物を、その収集・運搬作業の開始から処分完了まで、関係諸法令に基づき適正に処分する部分とする。
- イ 発注者の責任範囲は、受注者の責任範囲を除く全てとする。

## 9 収集計画の作成

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに本業務開始前に排出事業場の現地確認を行い、収集日時及び作業方法等を記載した収集計画表を作成し、発注者に了承を得ること。
- (2) 提出した収集計画表に変更が生じた場合は、事前に変更した収集計画表を発注者に提出し了承を得ること。

## 10 マニフェストの流れ

### (1) 運用

受注者は、発注者より受け取ったマニフェストに記載漏れ等がないことを確認すること。記載漏れ等がある場合、記載修正等を発注者に求め、修正内容を確認

認の上、廃棄物を引き取ること。

(2) マニフェストの流れ

ア 廃棄物引き渡し

受注者は、必要記載事項が記入された 7 枚複写の管理票 (A,B1,B2,C1,C2,D,E 票) を廃棄物とともに発注者から受け取る。

受注者は、廃棄物を受領した際、A、B1、B2、C1、C2、D、E 票の運搬担当者欄にサイン又は押印し、A 票を発注者に返す。

イ 運搬終了時

受注者は、廃棄物の運搬を終了 (積み下ろしまでをいう。) した際、B1、B2、C1、C2、D、E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、処理施設に廃棄物を積み下ろすとともに渡す。

また、受注者は、中間処理施設 (又は最終処分施設) に搬入が完了した際、B1、B2、C1、C2、D 票 (最終処分の場合は E 票を含む) の処分担当者欄にサイン又は押印する。

ウ 運搬終了報告

受注者は B1 票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後 14 日以内に B2 票を発注者に提出する。

エ 処分終了後

受注者は、中間処理を実施した後に、C1、C2、D、E 票の処分終了年月日欄に処分終了日を記入し C1、C2 票を自らの控えとして保管するとともに、処分終了後 14 日以内に D 票を発注者に提出する。

オ 最終処分終了確認

受注者は、廃棄物の最終処分が完了した報告を最終処分業者から受けた際、E 票に最終処分を行った場所、名称及び最終処分日を記入し、最終処分の報告を受けてから 10 日以内に発注者へ提出する。

ただし、最終処分業者への委託については、受注者の責任において法令に基づき適正に処理させるとともに、最終処分業者と委託契約書の写しと最終処分業者の許可証の写しを発注者へ提出しなければならない。

## 1.1 積込場所・搬出経路及び収集運搬車両等

- (1) 排出事業場内で積込を行い、搬出すること。
- (2) 排出事業場外で積込を行う場合は、事前に発注者の許可を得ること。
- (3) 履行期間中、確認のために排出事業場及び処理施設での立会、運搬車両への発注者の同乗を求めることがあるが、受注者はこれに従うこと。
- (4) 履行に必要な資機材については、受注者の責任と負担において確保すること。
- (5) 廃棄物収集運搬作業に使用する車両について、受注者は、本業務着手までに、

別紙2「使用予定車両届」を発注者へ提出の上、承認を得ること。

- (6) 使用予定車両に変更があった場合、受注者は速やかに、発注者に報告し、別紙2「使用予定車両届」を提出し、承認を得ること。
- (7) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を作業に使用してはならない。

## 1.2 現場説明

事業を実施する際、排出事業場内の現状を十分確認した上で作業計画を立てる必要があることから現場説明会を実施する。入札に参加する際は、「現場説明会案内」を、現地下見に持参し、発注者の確認印の押印を受けること（入札参加資格審査資料として使用するの留意すること）。

## 1.3 再委託について

- (1) 本業務における「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することができない。
  - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法決定及び技術的判断等
  - イ 事業系一般廃棄物収集・運搬業務
  - ウ 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務（最終処分（リサイクル）を除く）
  - エ 家電リサイクル法の対象品目の収集・運搬業務

## 1.4 その他

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者の解釈に従うものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては逐次、発注者と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果について速やかに報告を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務実施にあたり十分に安全を確保すること。
- (5) 作業中、他の車両が入構する場合は状況に応じて車両を移動させること。
- (6) 受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、直ちに自ら適切な処理を取り、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 本業務にあたり業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。またほかの目的に使用してはならない。契約終了後、解除された後においても同様とする。

- (8) 作業時は施設の設備等に損傷等を与えないように十分注意し、必要に応じて養生を行うこと。作業中に建物・設備（窓ガラス、電気設備）等に損傷等が発生した場合は発注者に速やかに連絡し、発注者の指示に従い復旧すること。
- (9) 他業者の請負業務と本業務の作業期間が重複する場合には、それぞれの作業の妨げにならないように、相互に配慮・協力を行うこと。
- (10) エレベーターを使用できる。

エレベーターサイズ (mm)

			間口 (枠)	奥行	高さ (枠)
本館	B1～3F	荷物用	3060(2340)	1160	2750(2500)
新館	B1～B2F	荷物用	2180(2180)	2700	2580(2580)
新館	B1～B2F	人用	1260(900)	1330	2290(2100)

※ (枠) は出入り枠寸法、他寸法はかご内部の有効寸法

## 15 担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立美術館

〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町 1-82

T E L 06 (6771) 4874